

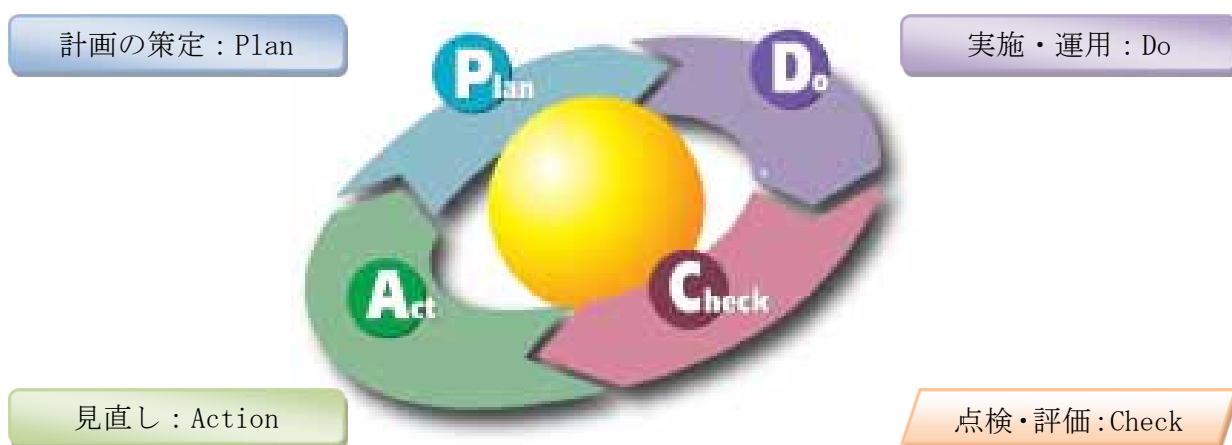
第4章 計画の推進にあたって

第1節 効果的な推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画のめざす将来像の実現を図るための施策及び事業の成果について定期的に把握し、及び評価し、適切な見直しを継続的に行います。

計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、施策・事業の実施（Do）、施策・事業の実施状況などの点検・評価（Check）、施策・事業の見直し（Action）による進行管理を行います。



点検・評価にあたっては、達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにします。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の推進体制を整えるとともに、市民、事業者、市が相互連携して、環境の保全に向けた取組を実施していきます。

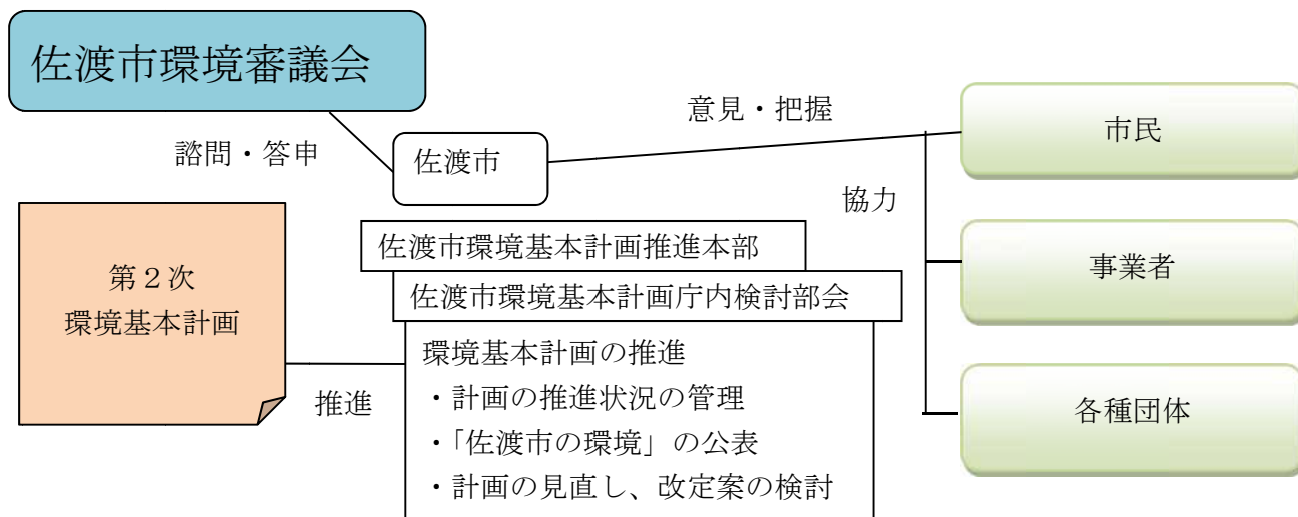
計画のめざす将来像の実現を図るための施策及び事業の成果について、定期的に把握、評価を行い、社会情勢の状況などを勘案して、適切な見直しを行います。

(1) 庁内の推進体制

計画に定める施策目標を着実に達成していくためには、庁内各部局との連携を強め、取組を進めていくことが必要です。

市は、庁内に「環境基本計画推進本部」を設置し、計画の進捗状況の把握や施策の見直しなどの進捗管理を行います。さらに「環境基本計画推進本部」の下に、進捗管理に必要な施策の点検・評価を具体的に行う「庁内検討部会」を設け、組織の連携強化を図ります。

(計画推進体制イメージ)



(2) 佐渡市環境審議会※

環境審議会は、各施策目標が目指す将来像を達成するうえで計画が着実に推進されているかを審議し、計画の策定、変更の必要のある場合、市は審議会の意見や提言を受けてその反映に努めることとします。

※佐渡市環境審議会：環境審議会は、環境基本計画をはじめとして、佐渡市の環境の保全及び再生に関する基本的事項及び重要事項について、調査・審議するため、環境基本法第44条及び佐渡市環境基本条例第27条に基づき設置した市の附属機関です。

(3) 市民、事業者、市の相互連携

それぞれ個別に行動をしている主体を、美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会などの組織強化とともに結びつけ、より多くの市民が参加、連携し、効果的な取組を進めます。

(4) 市の率先行動

この計画に掲げる環境の保全及び再生に関する施策を総合的・計画的に展開し、各主体の自主的な環境保全活動に関して中心的な役割を担います。将来像に掲げる「^{いのち}生命あふれる循環の島」を実現するため、市の業務全般にわたり環境への配慮を行い、環境の保全、循環型社会への転換、豊かな自然環境を背景にしたさまざまな資源を大切にするための取組を率先的に行います。

(5) 計画の進捗状況、施策目標の達成状況の公表

計画に定める施策に関する事業の実施状況、市の環境の状況を把握し、毎年度「佐渡市の環境」としてまとめ、公表します。

(6) 計画の見直し

上記の評価や意見を反映したうえで、必要に応じ、本計画の見直し、改定にあたっては、佐渡市環境審議会において、各主体の意見・提言を広く把握し、これらを計画内容に反映します。

第2節 各主体の取組

1 市の率先行動

事務事業すべてにおいて、環境配慮に取り組み、自らの活動を律し、この計画に定める施策目標に掲げる環境保全活動全般について率先して推進します。また、このような取組を積極的に支援・周知することにより、各主体の取組を促進します。

(1) 地球温暖化対策

「佐渡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に取り組みます。また、国や新潟県の動向を注視し、取組みを推進していきます。

ア 市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を把握するため、年間を通じて以下の調査活動に取り組みます。

- (ア) 車両台数、車両走行距離及び燃料消費量
- (イ) ガソリン、重油、灯油、電気、水道、ガスなど資源・エネルギーの使用量
- (ウ) ごみやし尿など、廃棄物の排出量や資源回収量など

イ 温室効果ガス排出量の削減と身近な吸収源対策

- (ア) 太陽光や風力、水力発電施設などの導入
- (イ) 節水や、雨水貯留施設の整備による用水などへの雨水利用
- (ウ) アイドリング・ストップなど、エコドライブの実施
- (エ) 公用車の低公害・低燃費車化の推進
- (オ) 近距離通勤の自動車使用の自粛や公共交通機関の利用促進
- (カ) クールビズやウォームビズ※の励行と室内温度管理の徹底（冷房 28℃、暖房 20℃）
- (キ) 朝の一斉点灯、昼休み、退庁時などの不要箇所の消灯による室内照明管理の徹底
- (ク) 待機時消費電力の削減
- (ケ) 電化製品などの買い替えによる省エネルギー化の促進
- (コ) 空調機などでの定期的な清掃による熱効率の向上促進
- (サ) 両面コピーの徹底などによるごみの排出量の削減
- (シ) 使用済み封筒などの再使用の徹底
- (ス) 古紙や生ごみのリサイクルの実施
- (セ) ごみ分別の徹底
- (ソ) 公共施設における生垣や花壇の整備 など

ウ 職員研修の実施と環境マネジメントシステムの構築

- (ア) 推進管理者、推進責任者、推進員の設置
- (イ) 職員研修の計画的な開催
- (ウ) I S O 14001 認証取得が可能な体制の構築 など

※ 冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 20℃でも快適に過ごすことができるライフスタイルとして環境省が、平成 17 年度から推進している取組み

(2) グリーン購入の推進

「佐渡市環境物品などの調達の推進に関する基本方針」に基づいたグリーン購入に取り組みます。

- ア 再生紙や再生品、その他環境に負荷の少ない「環境にやさしい製品・サービス」の調達
- イ 印刷物などにおける環境ラベル表示の徹底
- ウ 再生資源である溶融スラグや森林の育成過程で生産される間伐材など、公共工事における使用の推進 など

(3) 環境美化・清掃活動

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てごみの回収を常に行うとともに、海岸清掃や不法投棄された廃棄物の回収などの清掃活動に積極的に参加します。

(4) 公共工事における環境配慮

公共工事における省資源・リサイクルの取組や、自然環境や生態系に配慮した工法を進めます。

- ア 駐車場や歩道などへの透水性舗装の導入
- イ 自然や生態系に配慮した多自然型の川づくり など

2 市民の率先行動、参加

市民には、環境問題と日常生活との関わりを正しく理解し、省エネ、省資源、リサイクルなど環境に配慮した行動を実践し、環境負荷の低減に努めるなど環境にやさしいライフスタイルを確立していくことが望まれます。また、地域コミュニティの一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域全体で環境保全に取り組むことも必要です。

(1) 環境問題への関心と理解を深めます

日常生活と環境の関わり、自然や生態系の仕組みなど、環境問題への関心と理解を深めます。

(2) 環境保全活動に参加・協力します

リサイクル活動や緑化活動、環境美化活動など、地域の環境保全活動に参加・協力します。

(3) 環境にやさしい商品を使用します

エコマーク商品、詰替え可能商品、省エネルギー型商品などの環境にやさしい商品や、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の商品を使用します。

(4) 省エネルギーに努めます

電気製品のスイッチをこまめに消す、冷暖房を適切な温度に設定するなど、家庭内での省エネルギーに努めます。

(5) 資源を大切にし、ごみを減らします

資源を大切にし、ごみを減らすとともに、分別回収への協力などによる資源の再利用に努めます。

(6) エコドライブを実践します

不要不急の自動車の使用を控えるとともに、エコドライブを実践します。

(7) 台所からの生活排水に気をつけます

台所からの排水対策や下水道への接続などによる水質汚濁防止に努めるとともに、節水に努めます。

(8) 家庭からの騒音や悪臭に気をつけます

テレビなどの音量や、ペットの鳴き声、排せつ物の臭いなど、近所への騒音や悪臭に気をつけます。

(9) 自然に親しみ、自然を大切にします

自然観察会などに参加し、自然とのふれあいを進めるとともに、自然への理解を深め、自然を大切にします。

(10) 緑あふれる美しい景観を守ります

地域の緑化や歴史的景観の保全・継承に努め、緑あふれる美しい景観を守ります。



生きもの調査の日の様子

3 島外者に求める行動

市内においてルール化された環境保全の取組は、訪れる方など、本市の自然環境にご理解をいただいている方にもご協力いただくことが必要です。環境保全に関連する取組は、市民、市民団体等の努力によって推進されていますが、本市に来訪される方についても以下に示す取組について、行動していただきたいと考えます。

(1) 環境問題への関心と理解

豊かな自然環境における生態系や生物多様性の仕組みについて関心と理解を深めます。

(2) 環境保全関連イベントへの参加

環境保全活動に関連する講演会、シンポジウム、スポーツイベントに参加します。

(3) ごみの減量化への取組理解

レジ袋ゼロ運動、マイバッグ持参に対する理解を深めるとともに、イベントなどにおけるごみ減量化について協力します。

(4) 野生生物保護への理解

トキの観察ルールを守り、共生社会づくりに協力します。

(5) 本市の自然環境の情報発信

里地、里山、里海など、本市固有の自然環境にふれ、その大切さを情報発信します。

4 各種団体の率先行動、参加

各種団体は、問題意識を持ち先進的に取組みを行っていることから、専門的な知識や技術を活かした環境保全の多様な取組を展開するとともに、地域における環境保全活動の中心的な役割を果たしていくことが期待されています。

また、市民、事業者、行政など各主体の取組に関し、支援、連携、協力するなど、協働して取り組むことが期待されます。

- (1) 環境に関する理解を深める講習会、自然観察会などを開催し、地域における環境教育・環境学習に努める役割。
- (2) 他の各種団体と交流を図り、地域コミュニティの中心的役割として、ネットワークを広げ、市における環境活動を活性化する役割。
- (3) 豊かな自然環境の保全や貴重な野生動植物などを守るため、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る役割。
- (4) 歴史的、文化的建造物、街並みなど、地域固有の歴史的景観を保全・継承し大切にする活動に中心的に取り組む役割。
- (5) 水辺や水生生物の保全や生活排水対策など地域の環境保全活動に中心的に取り組む役割。
- (6) リサイクルやごみ減量に関する学習会、イベントなどを開催し、環境保全意識の高揚に努める役割。
- (7) 地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校などの地域への普及啓発活動に努める役割。



大野亀での海岸清掃

5 事業者の率先行動、参加

事業者は、事業活動に伴い生じる環境汚染の防止や自然環境の保全など、環境に十分配慮した経営が求められるとともに、環境に対する取組を率先して公表するよう努めることが必要です。製品などの製造、販売、廃棄など事業活動の各段階において、生産者としての責任を意識し、環境負荷の低減に努めることが必要です。

企業の社会的責任（CSR）の考え方にに基づき、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、市民、行政などと連携・協働した活動にも積極的に参加することが求められています。

また、国、県、市などの行政機関も一事業者として、これらの行動に率先して取り組みます。

（1）豊かな自然を守り育む

ア 事業を行う際には、周辺地域の自然環境や生態系、周辺の景観などに配慮します。

イ 地域において、環境保全活動に関する様々な活動に積極的に協力、参加します。

ウ 工場や事業所などの敷地内の緑化に努めます。

（2）地球環境を考え、行動する

ア 各種リサイクル法に基づき、事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めます。

イ リユースやリサイクルしやすい商品や、修理などにより長く使える商品の製造・販売に努めます。

ウ 自ら排出した産業廃棄物について、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。

エ 古紙回収などのリサイクル活動やグリーン購入を積極的に進めます。

オ 簡易包装の推進やトレイの使用削減や回収に取り組みます。

カ 地球温暖化防止に向けた自主的な取組を進めるほか、従業員に対しても自主的な取組の推進の実践と地球温暖化防止活動に関する運動への参加を呼びかけます。

キ 自動車の使用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを実践し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

ク 設備や物品の購入にあたっては、省エネルギー型のものを選択するとともに、工場や事業所などにおいて節電や燃料の節約など、省エネルギー行動を推進します。

ケ 工場や事業所などの建築にあたっては、断熱構造や通気性、採光などに配慮するとともに、再生可能エネルギーの利用や未利用エネルギーの利用検討に取り組みます。

コ E S C O事業※の導入など、施設の効率的・効果的運用に努めます。

サ フロン利用製品を代替可能なものに転換します。

シ グリーン商品など環境の低減に繋がる製品・サービスの提供に努めます。

（3）くらしを支える環境の質を高める

ア 環境関連法令を遵守し、大気汚染物質や水質汚濁物質などの排出、騒音、振動、悪臭などを可能な限り、抑制するよう努めます。

イ 事業活動で必要な油、化学物質などの排出防止対策を講じるとともに、漏出事故などがないよう、適正管理を徹底します。

ウ 節水の工夫や雨水利用の導入などを検討し、工場や事業所などの水資源の有効利用に努めます。

エ 農業者は環境保全型農業の実践や家畜排せつ物の適正処理などにより、農業による環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境市民を形成し、市民活動を展開する

- ア 従業員に対する教育・研修を通じ、環境保全意識の向上に努めます。
- イ 従業員が環境保全活動に参加しやすい社内体制づくりを進めるとともに、地域の環境保全活動への企業単位での積極的な参加・協力を努めます。
- ウ 技術やノウハウを活かして環境保全活動に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術や製品、サービスの開発に努めます。
- エ 事業活動における環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、ISO14001 の認証取得など環境マネジメントシステムの導入に努め、自主的な管理体制を強化します。
- オ 環境会計の導入や環境報告書の作成、環境配慮製品の使用、その他環境配慮行動など、自らの環境に関する取組の公表に努めます。

※ ESCO 事業(エスコじぎょう)=Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

コラム「COOL CHOICE (クールチョイス)」って何？

ひとつひとつの選択で地球温暖化は防止できる。

いま世界では地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減を目指した国際的なルール(パリ協定)の合意がすすめられています。

日本の政府も 2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標を立てました。その目標達成のために政府が呼びかけているのが「COOL CHOICE (クールチョイス)」という運動です。この言葉には賢く=COOL、選ぶ=CHOICE、すなわち「賢く選ぶ」という意味が込められています。

資源の乏しい我が国には省エネや低炭素に関する技術やアイデアを活かした商品やサービスがあります。

そうした商品やサービスを利用することが地球温暖化防止につながるのです。

つまり国民に省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化防止対策のための「賢い選択」を促す運動が「COOL CHOICE (クールチョイス)」なのです。

では、何を選べば良いのでしょうか、一部の例をお示しします。

- ・ 車を買うときは「エコカー」を、家を建てるときは「エコ住宅」を、家電製品を買うときは「エコ家電」を選ぶこと。
- ・ 家庭やオフィスの灯りは「高効率な照明」を選ぶ、通勤通学や旅行には「公共交通機関」を選ぶこと。
- ・ クールビズやウォームビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するという生活習慣を選ぶこと。

このように私たちの生活にとっても身近ものや行動ばかりです。もしかするともう始めていることもあるかもしれません。本当にそんなことで地球温暖化を防止できるのかも感じるかもしれませんが、しかし、ひとつひとつの選択は小さくても、それが積み重なって大きな力となり地球温暖化防止に繋がります。

いまの選択が未来を変えるのです。

さあ、これからみんなで「COOL CHOICE (賢く選ぶ)」暮らしを進めましょう！